○美濃加茂市特別簡易型総合評価落札方式実施要綱

平成２８年４月１日
告示第５８号

（趣旨）

第１条　この告示は、美濃加茂市が発注する建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２条第１項に定める建設工事（以下「工事」という。）のうち、美濃加茂市事後審査型条件付き一般競争入札実施要綱（平成２８年美濃加茂市告示第６０号。以下「事後審査型入札要綱」という。）に基づく一般競争入札（以下「事後審査型入札」という。）において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の１０の２の規定に基づき、価格だけでなく、入札参加者の施工能力、信頼性及び社会性等を一体として評価し落札者を決定する方式（以下「特別簡易型総合評価落札方式」という。）の実施に当たり、必要な事項を定めるものとする。

（対象工事）

第２条　特別簡易型総合評価落札方式により入札を行うことができる工事は、設計金額が３，０００万円以上の工事とし、市長が美濃加茂市指名業者選定委員会要綱（昭和４８年美濃加茂市訓令甲第９号）第２条の美濃加茂市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）に諮り、これを決定するものとする。

（入札手続）

第３条　特別簡易型総合評価落札方式により行う入札について、この告示に定めのない事項については、事後審査型入札要綱によるものとする。

（対象工事等の周知）

第４条　特別簡易型総合評価落札方式により入札を行うときは、あらかじめ事後審査型入札の公告において、次に掲げる事項を明示するものとする。

(1) 特別簡易型総合評価落札方式の対象工事であること。
(2) 評価項目及び評価基準並びにその配点に関すること。
(3) 技術評価に関し提出しなければならない書類の有無
(4) 落札者の決定方法
(5) 総合評価の結果に関することを公表すること。
(6) 総合評価について疑義の照会ができること及びその期限

（実施の適否及び評価基準の決定）

第５条　特別簡易型総合評価落札方式により入札を行うことの適否及び評価基準その他必要な事項を定めようとするときは、市長が、あらかじめ２人以上の総合評価アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の意見を聴取し、その結果を委員会に提出し、委員会の審議を経て行うものとする。

２　委員会の審議により、落札者を決定しようとするときに改めてアドバイザーの意見を聴取する必要があるとの審議結果となった場合は、当該落札者を決定しよ

うとするときには、改めてアドバイザーの意見を聴取しなければならない。

（総合評価の方法）

第６条　特別簡易型総合評価落札方式における評価は、次に掲げる方法により行うものとする。

(1) 技術評価は、項目ごとに評価に応じ得点を与える。

(2) 技術評価の各項目に対する得点配分は、工事ごとにその必要度及び重要度に応じて定める。

(3) 価格評価点は、入札価格を予定価格で除したものを１から減じ１００を乗じて得た数値とする。

２　価格評価点に技術評価の各項目で得た得点の合計を加算した数値を、総合評価値とする。

（技術資料の提出）

第７条　特別簡易型総合評価落札方式による入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、事後審査型入札要綱第５条の規定により事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書を提出する際、特別簡易型総合評価落札方式に関する技術資料（様式第１号）に特別簡易型総合評価落札方式の評価表（様式第２号）を添付し、市長に提出しなければならない。

（落札者の決定）

第８条　特別簡易型総合評価落札方式により入札を行った場合の落札者は、予定価格の制限の範囲内にある総合評価値の最も高い者とする。

２　総合評価値の最も高い者が２人以上あるときは、これらの者にくじを引かせて落札者を決定する。

（評価結果等の公表）

第９条　特別簡易型総合評価落札方式により行った入札の評価結果等は、工事の請負契約等に係る入札結果等公表要綱（平成１１年美濃加茂市訓令甲第５号）第３条に基づき公表するものとする。ただし、入札参加申請をした者から提出された書類等は、公表しないものとする。

２　入札参加者は、公表された自らの技術評価点について疑義がある場合は、落札者が決定した日から３日以内に疑義の照会ができるものとする。

３　前項の照会があったときは、アドバイザーの意見を聴取し、委員会において審議を行い回答するものとする。

４　委員会は、前項の回答のために必要であるときは、アドバイザーを委員会に出席させることができる。

（アドバイザーの選任）

第１０条　第５条の規定に基づき意見を聴取するアドバイザーは、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　アドバイザーの任期は、委嘱した日から当該日の属する年度の３月３１日まで

とし、再任を妨げない。

（アドバイザーの報償）

第１１条　市長は、アドバイザーに対し、予算の範囲内において謝金を支払うものとする。

（秘密の保持）

第１２条　アドバイザーは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

（庶務）

第１３条　この告示に関する庶務は、経営企画部財政課において処理する。

（委任）

第１４条　この告示に定めるもののほか、特別簡易型総合評価落札方式により行う入札に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成２８年４月１日から施行する。

附　則（令和元年９月２４日告示第２４号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第７条関係）
（入札参加希望者用）

特別簡易型総合評価落札方式に関する技術資料

年　　月　　日

美濃加茂市長　（氏　名）　宛

申請者　所　在　地
商号又は名称
代表者氏名　　印

下記の工事に関する特別簡易型総合評価落札方式による事後審査型条件付き一般競争入札に参加したいので入札に関する技術資料を提出します。なお、提出する書類の内容は、事実と相違ないことを誓約します。

記

１　工事名及び工事場所

工　事　名	工事
工事場所	美濃加茂市　地内

２　添付書類

特別簡易型総合評価落札方式の評価表（様式第２号）

注記　事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書を提出する際、合わせて提出して下さい。

様式第２号（第７条関係）

特別簡易型総合評価落札方式の評価表

商号又は名称
代表者氏名　　印

評価項目		評価内容	評価基準	配点	チェック欄	評価点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績(官公庁発注の元請施工)	a. 岐阜県又は市町村発注工事の実績あり	3		
			b. その他の公共発注機関の実績あり	1		
			c. その他の施工実績あり	0		
	工事成績	市発注の工事において、過去3年間の工事成績評定点の平均点(250万円以上の工事に限る。小数点以下第1位四捨五入)	a. 80点以上	3		
			b. 75点以上80点未満	1		
			c. 75点未満又は市の工事実績なし	0		
配置技術者の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の技術者の施工実績(官公庁発注の元請施工)	a. 岐阜県又は市町村発注工事の実績あり	3		
			b. その他の公共発注機関の実績あり	1		
			c. その他の施工実績あり	0		
	保有資格	主任技術者の有する資格	a. 1級土木施工管理技士又は技術士	1		
			b. 2級土木施工管理技術士	0		
地域要件	事業所の所在地	市内における本店又は支店等の所在地	a. 市内に本店がある	2		
			b. 市内に支店又は営業所がある	1		
			c. 市内に事業所がない	0		
地域貢献	消防団協力の有無	3箇月以上の正規被雇用者で、現役市消防団員又は過去5年間に分団長経験者がいる	a. 経験者がいる	2		
			b. 経験者がいない	0		
	クリーンパートナー活動の実績	市クリーンパートナー制度による活動実績	a. 活動実績あり	2		
			b. 活動実績なし	0		
	除雪業務等の有無	過去2年間に市における除雪又は凍結防止剤散布業務の実績	a. 実績あり	2		
			b. 実績なし	0		
その他	安全対策	事故等の防止と安全対策実施	a. 過去に労働安全衛生表彰歴あり	2		
			b. 過去に労働安全衛生表彰歴なし	0		
			c. 過去1年間に業務災害死傷者あり	-2		
合計(最高点)				20		

※　総合評価値＝価格評価点＋技術評価点(加算式)

- 価格評価点＝100×(1－入札価格／予定価格)
- 技術評価点＝各評価項目の合計(最高20点)

1．該当する評価基準のチェック欄に○を記入してください。

2．添付資料の提出は不要です。ただし、入札失効後、落札候補者の方は、発注者の指定する日までに事後審査型条件付き一般競争入札参加資格確認申請書(様式第2号)に関係書類を添付して提出してください。

3．評価点欄は発注機関で記入します。

様式第１号（第７条関係）
様式第２号（第７条関係）